

飼い猫の適正飼養

猫を飼う際に、飼い主と猫が共に幸せに暮らすための飼い方について示します。

(1) 終生飼養

猫は、屋内できちんと飼えば 10 年以上生きます。また、猫を飼うには、餌代や病気の予防、治療などたくさんの費用がかかりることから、経済的なことを考慮する必要があります。猫を飼う際は、どんな状況になっても最後まで責任をもって面倒を見られるか家族などと話し合って、よく考えてから飼いましょう。猫にも寿命を全うする権利があります。飼い始めたら、その生涯を全うするまで責任をもって飼いましょう。

猫を捨てることは動物の愛護及び管理に関する法律により禁止されており、違反すると最大 50 万円の罰金が科せられます。どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。それでも飼い主が見つからない場合は、動物保護指導センターに相談してください。

(2) 屋内飼養

猫を飼う際は、屋外に出さず屋内のみで飼養するようにしましょう。猫を屋内で飼養することによって、ウイルスや細菌などによる感染症を高い確率で回避することができ、猫同士のけんかや交通事故などの危険もなくなります。また、他人の敷地などで糞をしたり、鳴き声をあげるなど、近隣への生活環境被害やトラブルを未然に防ぐことができます。

猫の習性を理解し、避妊去勢手術の実施、トイレや爪研ぎの設置、立体的な移動や外を眺められる場所の確保など、環境を整えてあげれば、屋内のみで飼養できます。屋内のみで飼養すれば、猫に無用なストレスはかかりず、健康上からも長生きできます。猫にとっては、屋外飼養よりも屋内飼養のほうがが幸せです。

屋内飼養は、愛猫家の常識になっています。

(3) 所有者明示

猫を飼う際は、万が一逃げたときに備え、迷子にならないよう、迷子札やマイクロチップを装着しましょう。首輪を着ける場合は、首輪が引っかかった際に外れる安全首輪を選ぶと安心です。迷子札には、飼い主の名前と連絡先を記入しておきましょう。

マイクロチップが装着されていれば、首輪や迷子札が外れても動物保護指導センターで飼い主を確認することができます。また、大地震などの災害発生時に飼い主とはぐれても、マイクロチップが装着されていれば見つけ出せる可能性が高くなります。



(4) 避妊去勢手術

猫は、繁殖力がたいへん高く、3～8匹の子猫を年2～4回生みます。本市では、不幸にも殺処分される猫の多くが離乳期前後の子猫です。生まれてから子猫の飼い主を探すのはとても困難で、全ての子猫を飼ってもらうのはほとんど不可能です。子供を産ませるつもりがない、生まれてくる命に責任が持てない場合には、メスは避妊手術、オスは去勢手術を実施しましょう。

避妊去勢手術を実施することにより、人慣れしやすい穏やかな性格になり、喧嘩も減少し、行動範囲が狭くなるほか、特にオスは発情前に去勢手術をすると、ほとんどの猫の尿スプレーが減り、独特的の臭いが軽減されます。また、オスの精巣腫瘍、メスの子宮蓄膿症を高い確率で予防することができ、メスの乳がんについても予防効果があると言われています。

(5) 健康管理

ウイルスなどによる感染症予防のワクチン接種や、ノミやダニなどの外部寄生虫、回虫などの内部寄生虫などの病気予防に努め、異常が見つかったら、早めに動物病院に相談しましょう。

猫は、人間とは必要とする栄養素が異なるほか、体内で合成できるビタミンやアミノ酸も異なるので、餌の栄養バランスが重要です。栄養面で安心できるキャットフードを与えるようにしましょう。

(6) しつけ

猫を飼う際は、トイレのしつけをしましょう。猫は、1日に3回程度の排尿と1～2回の排便をします。また、自分のふん尿を一定の場所に埋める習性がありますので、次の点に留意して部屋の中の静かな落ち着ける場所に市販のトイレ砂やペットシートなどを入れたトイレを準備しましょう。

- ①トイレの数は、飼養頭数プラス1用意しましょう。
- ②静かに落ち着いて排泄できる場所に設置しましょう。
- ③猫は汚れたトイレを嫌うので、毎日掃除しましょう。また、容器の掃除も忘れずに行いましょう。

猫を観察して、前脚で床を引っかくような仕草が見られたら、トイレに連れて行きそこで排泄させることを繰り返せば、すぐにトイレのしつけをすることができます。トイレ以外の場所で排泄するのであれば、トイレの場所が悪かったり、トイレが不潔であることが考えられます。

また、日頃からキャリーケースやケージに慣らしておくと、災害時、入院時などの時に速やかに対処できます。

(7) 猫を捨てない

飼い猫や生まれた子猫は絶対に捨てないでください。捨てられた猫が幸せに生きられる場所は殆どありません。餌や水も飲めない辛い日々の後に、病気や交通事故で死んだり、生き延びても人に嫌われる悲惨な生活を送ることになります。

猫を捨てるることは動物の愛護及び管理に関する法律により禁止されており、違反すると最大50万円の罰金が科せられます。どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。それでも飼い主が見つからない場合は、動物保護指導センターに相談してください。

